

## 序章 都市計画マスタープランの主旨

## 序-1 都市計画マスタープランの目的と位置づけ

## (1) 都市計画マスタープラン策定の背景

## 【都市計画マスタープランとは】

都市計画マスタープランは、平成4年に創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の呼称であり、住民に最も身近な自治体である市町村が、住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地域ごとの整備、開発又は保全の課題と方針をよりきめ細かく定めることのできるものです。

## 【改訂の背景】

**背景1:** 本市の都市計画マスタープランは1996年（平成8年）3月に策定後、2011年（平成23年）12月に改訂されています。その計画目標年次は長期目標が2030年（令和12年）、計画期間目標が2020年（令和2年）となっており、次の時代に向けての計画改訂が必要となっています。

**背景2:** 少子高齢化や人口減少の進行、地球環境問題の深刻化、住民ニーズの多様化、大規模災害の頻発（特に、平成23年の紀伊半島大水害で本市は甚大な被害を受けた。）に対する安全・安心の確保、地方分権社会の推進や地域経済の低迷など社会情勢が変化しています。

**背景3:** 2008年（平成20年）9月に策定された第5次総合計画が2017（平成29）年度に満了を迎え、2020（令和2年）3月に、「総合計画」・「総合戦略」・「国土強靱化地域計画」を一体的に計画した「五條市ビジョン」が策定され、市がめざす方向性を明確化しました。

これらの背景により、五條市の現状を踏まえ、時代潮流や社会情勢の変化による都市計画の課題に対応すべく、新たな「五條市都市計画マスタープラン」を策定するものです。

## (2) 都市計画マスタープランの目的

「五條市都市計画マスタープラン」は、本市の社会情勢や市民の意向を踏まえつつ、

- ①五條市全体でのまちづくりの方向性（全体構想）
- ②市民に近い「地域レベルにおけるまちづくり」の方向性（地域別構想）

を明らかにし、“五條市全体及び地域別のまちづくりの方向性に基づいて今後のまちづくりを計画的に進めていくこと”を目的としています。

## 【五條市都市計画マスタープランの主な役割】

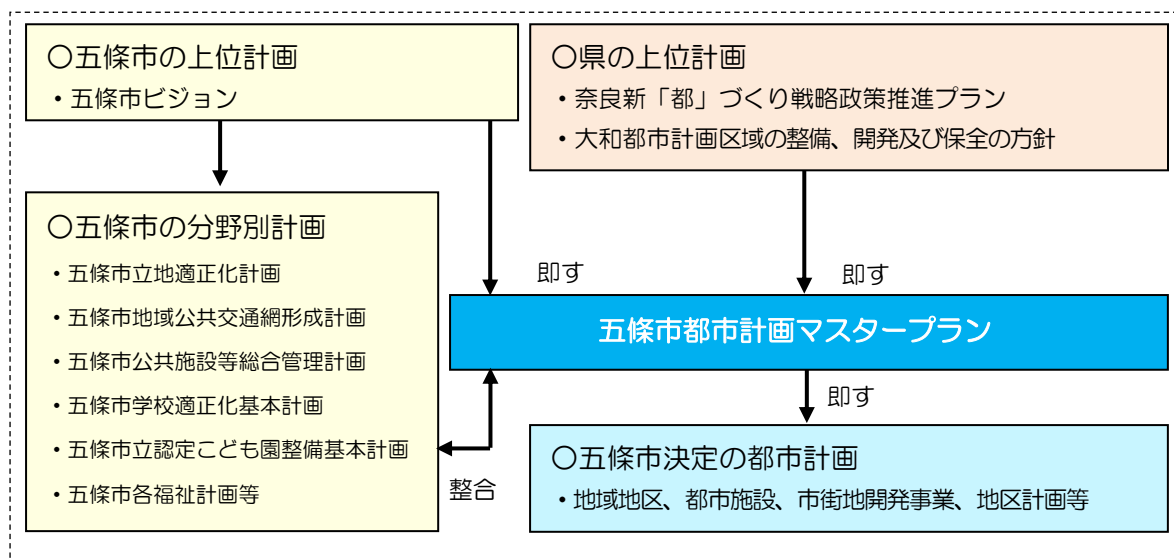
- ①五條市の実現すべき都市将来像を具体的に示す。
- ②将来のまちづくりや各種都市計画に対し、地域住民の理解を深める。
- ③各種都市計画間の相互の調整を図る。
- ④土地利用の規制・誘導の方策や各種都市施設整備事業など、都市計画に関する方策や事業を決定、変更する際の指針とする。

### (3) 都市計画法における位置づけ

都市計画マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）は、都市計画法第18条の2に規定されています。

五條市都市計画マスタープランは、この規定に基づき、五條市ビジョン、県が策定する「大和都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「奈良県都市計画区域マスタープラン」という。）に即し、五條市の定める都市計画の方針を示すものです。

この五條市都市計画マスタープランは、地域に最も身近な市民の意見を反映させながら、本市の特徴・特性を生かしたまちづくりの方向性を具体的に示すものであり、地域に根ざした都市計画を進めようとするものです。



図ー1 五條市都市計画マスタープランの位置づけ

#### ● 都市計画マスタープランの位置づけ【都市計画法第18条の2】

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

## 序-2 計画の範囲・期間と構成

### (1) 計画の対象範囲と計画期間

計画の対象範囲は、五條市全域とします。

都市計画マスタープランは、概ね20年後の都市の将来像を展望し、具体的な整備については概ね10年後の目標を設定します。

本計画においては、概ね20年後(令和22年度)の将来を見据えつつ、概ね10年間(令和12年度)のまちづくりの方向性を定める計画とします。

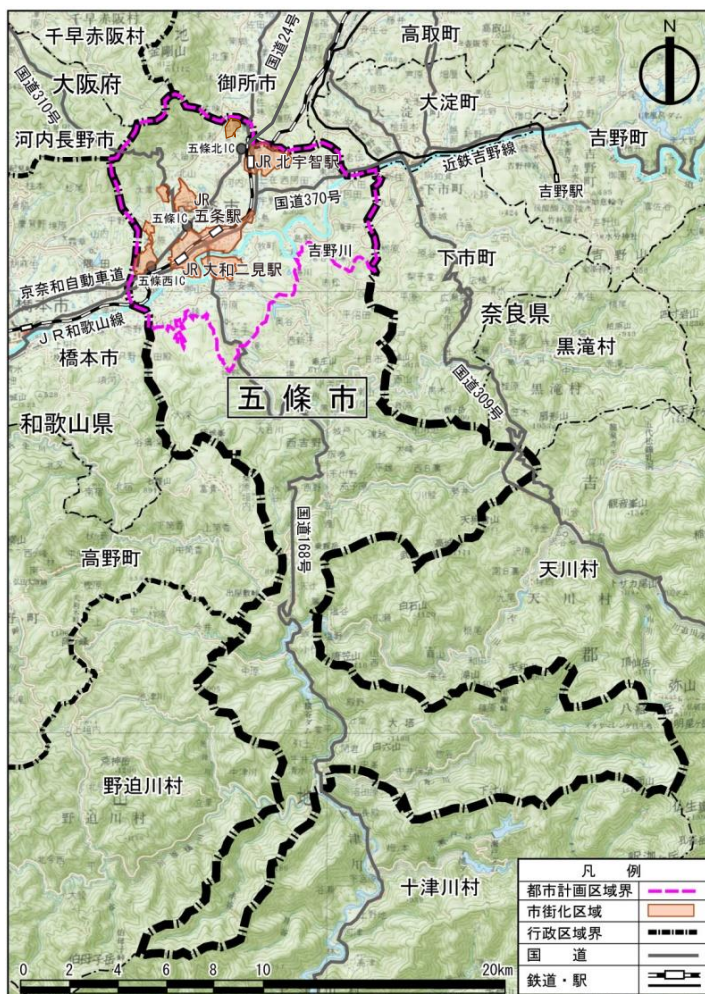


図-2 五條市都市計画マスタープランの対象範囲（五條市域）

表-1 行政区域等面積

区分	五條市 〈合計〉 (ha)	〈内訳〉 (ha)		
		旧五條市地区	西吉野地区	大塔地区
行政区域	29,202.0	8,908.0	9,188.0	11,106.0
都市計画区域	7,283.0	7,283.0	—	—
市街化区域	841.2	841.2	—	—
市街化調整区域	6,441.8	6,441.8	—	—
都市計画区域外	21,919.0	1,625.0	9,188.0	11,106.0

注1：2018（平成30）年10月現在

注2：旧村面積は、合併時点（平成17年9月25日）の公表面積とした。

## (2) 計画策定の流れと構成

本計画は、策定委員会を設置し、下図のような流れで策定を進めました。

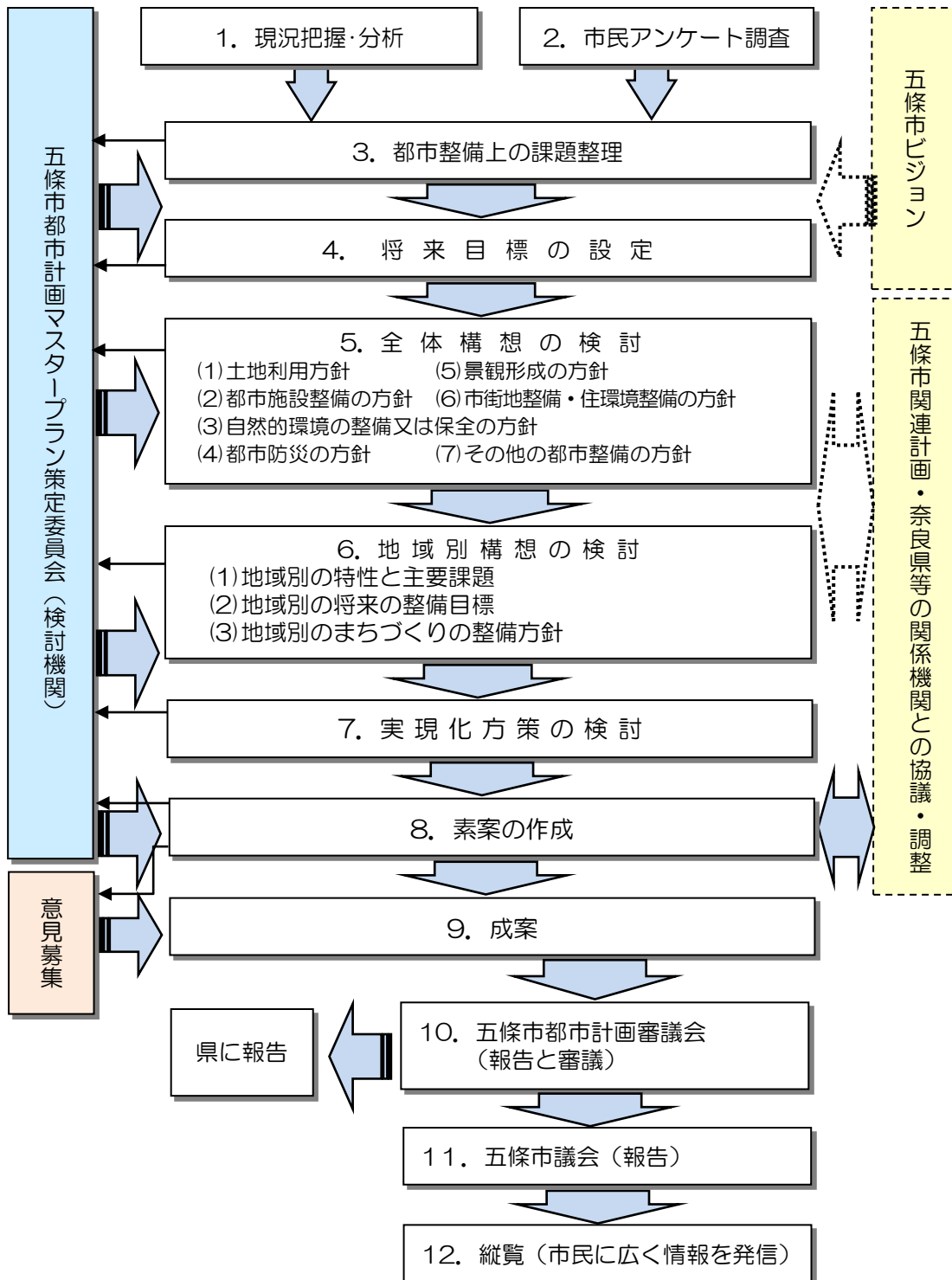


図-3 計画策定の流れと構成